狛江市公告第 303号

狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号）第42条第1項の規定に基づき協定を締結したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、協定書を縦覧に供します。

令和8年 11月17日

狛江市長　松原　俊雄

1　事業名称
　岩戸北四丁目宅地造成
2　事業場所
　狛江市岩戸北四丁目1379 番1外6筆
3　縦覧場所
　狛江市都市建設部まちづくり推進課（5階）
4　縦覧期間
　事業完了まで